

平成 28 年度熊本地震に伴う 町県民税および軽自動車税の減免申請を締め切ります

平成 28 年熊本地震に伴う平成 28 年度分町県民税および軽自動車税の減免申請については、平成 29 年 5 月 31 日で締め切りとなります。  
 まだ、減免申請が済んでいない方は手続きをお急

ぎください。

なお、平成 29 年度分の町県民税および軽自動車税については、昨年の地震に伴う減免はありません。

平成 29 年度 軽自動車税について

■四輪以上および三輪の軽自動車

平成 29 年度の税率は次のとおりとなります。

- ①旧税率 平成 27 年 3 月 31 日までに取得された車両
- ②新税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初(新車)の新規検査を受ける車両
- ③重課税率 最初(新車)の新規検査から 13 年を経過した車両

車種		税率(年税額)		
		①旧税率	②新税率	③重課税率
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽四輪以上	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円
		自家用	4,000 円	5,000 円
	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円
		自家用	7,200 円	10,800 円

さらに、平成 28 年度中に最初(新車)の新規検査を受けた軽自動車(三輪以上)で、環境負荷の小さいものについて、平成 29 年度の税率を軽減する「軽自動車税のグリーン化特例」が以下のとおり適用されます。

④ 75%軽減税率適用

電気自動車・天然ガス軽自動車  
 (平成 21 年排出ガス 10%低減)

⑤ 50%軽減税率適用

乗用▶平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成  
 かつ平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車  
 貨物▶平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ  
 平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車

⑥ 25%軽減税率適用

乗用▶平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ  
 平成 32 年度燃費基準達成車  
 貨物▶平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ  
 平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車

※平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 = ★★★★★  
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

◆軽減税率適用後の年税額

車種		税率(年税額)		
		④ 75%軽減	⑤ 50%軽減	⑥ 25%軽減
軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽四輪以上	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円
	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円
		自家用	2,700 円	5,400 円

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者等に課税されます。4 月 2 日以降に廃車された場合の月割減額制度はありません。

原動機付自転車や軽自動車等を廃棄処分したり、友人に譲ったりしたときなど、所有しなくなったら、廃車や名義変更の申告が必要です。手続きを忘れてしまうと税金がかかりますので、3 月 31 日までに必要な手続きをしてください。

◆◆◆◆◆軽自動車税の減免申請◆◆◆◆◆

次の①②のいずれかに該当する軽自動車などについては、納期限(5月31日)までに申請すると軽自動車税が減免されます。なお、減免は普通車を含め1人1台に限ります。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定要件に該当する人が所有または使用されている軽自動車など(一定要件については、お問い合わせください)
- ②その構造が専ら障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

必要書類

障害者手帳など、マイナンバーがわかるもの、免許証、印鑑、納税通知書